平成２７年（フ）第６２２号
福岡市城南区樋井川３丁目１番５号
債務者　末次　幸雄
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６２３号
福岡市東区和白丘４丁目１番２号
債務者　吉田　蔦枝
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６２９号
福岡市東区原田４丁目21番11―603号
債務者　黒田　芳子
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６３５号
福岡市東区舞松原１丁目15番13―105号
債務者　高雄　聖子
1　決定年月日時　平成27年５月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６３６号
福岡市東区和白３丁目22番２―203号
債務者　宮田　謙介
1　決定年月日時　平成27年５月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６４１号
福岡市博多区比恵町７番27―312号
債務者　福永　有紀
1　決定年月日時　平成27年５月19日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第６５０号
福岡市中央区高砂２丁目６番23―504号
債務者　山本　五夫
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２３８号
熊本市東区御領５丁目11番38号　エクセル松の本101
債務者　竹内　恭子
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月21日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１０号
秋田県大館市御成町２丁目８番35号
債務者　安部　友一
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第１３号
秋田県鹿角市花輪字上花輪77番地、前住所埼玉県北葛飾郡杉戸町倉松３丁目11番31号、借入時住所埼玉県春日部市梅田１丁目８番33号サンクレイドル春日部602
債務者　阿部　秀之
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第１５号
秋田県北秋田市小森字坊山９番地、前住所神奈川県茅ケ崎市柳島海岸６番４号
債務者　工藤　武秀
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第１６号
秋田県大館市川口字下赤石沢95番地２、借入時住所秋田県大館市字新町31番地
債務者　佐々木美江子（旧姓工藤）
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２７年（フ）第９３号
山梨県北杜市長坂町大八田6628番地、前住所山梨県北杜市白州町白須7458番地134
債務者　中沢　高治
1　決定年月日時　平成27年５月22日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月22日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第４３号
青森県八戸市大字売市字長根平２番地３　セフィラ売市201号室、前住所青森県八戸市類家５丁目15番１号　接待住宅７号室
債務者　冨田真由美
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第３８号
岐阜市岩倉町４丁目14番地２　エスポワール岩倉―506号室
債務者　小田奈緒美（旧姓渡邊）
1　決定年月日時　平成27年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月23日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（フ）第５号
福島県相馬市坪田字前林76番地の６
債務者　但野　　誠
1　決定年月日時　平成27年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２７年（フ）第１８号
福島県白河市鬼越77番地２　県住２―23
債務者　藤田　祥江（旧姓江口）
1　決定年月日時　平成27年５月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月24日まで
福島地方裁判所白河支部破産係